

幼児教育の実践の質向上に関する検討会の公開について（案）

平成30年 月 日
幼児教育の実践の質向上
に関する検討会決定

幼児教育の実践の質向上に関する検討会の公開については、以下のとおりにする。

（検討会の公開）

- 1 検討会は、次に掲げる場合を除き、原則として公開して行う。
 - （1）座長の選任その他の人事に関する事項を議決する場合
 - （2）特別の事情により検討会が必要と認める場合

（検討会の傍聴）

- 2 検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の登録を受けるものとする。
- 3 議事開始後の録画、録音、撮影その他の行為は、事務局が特に認める場合を除き禁止するものとする。

（議事要旨及び会議資料の公開）

- 4 検討会の議事要旨を作成し、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして検討会において非公開とすることが適当であると認める場合を除き、原則として公開するものとする。
- 5 検討会の会議資料は、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして検討会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、原則として公開するものとする。

（その他）

- 6 上記に掲げるもののほか、検討会の公開に関する事項については、検討会において決定するものとする。